

◎貸出金科目別残高(平均残高)

[単位：百万円]

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	120,938	—	120,938	110,644	—	110,644
証書貸付	910,135	—	910,135	922,411	—	922,411
当座貸越	62,119	—	62,119	59,279	—	59,279
割引手形	9,144	—	9,144	7,944	—	7,944
合計(銀行勘定)	1,102,337	—	1,102,337	1,100,280	—	1,100,280
信託勘定貸付	10,765	—	10,765	8,940	—	8,940
総合計	1,113,102	—	1,113,102	1,109,220	—	1,109,220

◎貸出金の残存期間別残高

[単位：百万円]

	平成22年3月31日			平成23年3月31日		
	総貸出金	うち変動金利	うち固定金利	総貸出金	うち変動金利	うち固定金利
1年以下	173,334	—	—	160,962	—	—
1年超3年以下	65,005	16,957	48,048	61,802	15,553	46,249
3年超5年以下	71,143	32,051	39,091	73,711	31,787	41,923
5年超7年以下	63,984	35,455	28,529	66,987	32,511	34,475
7年超	689,626	374,815	314,810	701,199	391,269	309,929
期間の定めのないもの	75,527	5,584	69,942	76,511	5,009	71,502
合計	1,138,622	478,731	659,890	1,141,175	490,180	650,994

[注] 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

◎貸出金業種別内訳

[単位：百万円、%]

	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内				
製造業	39,134 (39,417)	3.44 (3.43)	41,000 (41,246)	3.59 (3.58)
農業、林業	731 (735)	0.07 (0.07)	529 (532)	0.04 (0.04)
漁業	571 (571)	0.05 (0.05)	567 (567)	0.05 (0.04)
鉱業、採石業、砂利採取業	2,386 (2,386)	0.21 (0.21)	1,858 (1,858)	0.16 (0.16)
建設業	55,762 (55,999)	4.90 (4.88)	54,262 (54,465)	4.75 (4.73)
電気・ガス・熱供給・水道業	4,253 (4,253)	0.37 (0.37)	4,050 (4,050)	0.35 (0.35)
情報通信業	9,906 (9,931)	0.87 (0.86)	9,404 (9,428)	0.82 (0.82)
運輸業、郵便業	18,037 (18,070)	1.58 (1.57)	15,694 (15,727)	1.37 (1.36)
卸売業、小売業	125,712 (126,913)	11.04 (11.05)	120,478 (121,516)	10.55 (10.57)
金融業、保険業	14,623 (14,636)	1.28 (1.27)	19,208 (19,208)	1.68 (1.67)
不動産業、物品賃貸業	198,955 (202,918)	17.47 (17.67)	202,869 (206,264)	17.77 (17.94)
各種サービス業	143,689 (145,266)	12.62 (12.65)	132,869 (133,947)	11.64 (11.65)
地方公共団体	116,453 (116,453)	10.23 (10.14)	111,053 (111,053)	9.73 (9.66)
その他	408,405 (410,936)	35.87 (35.78)	427,327 (429,460)	37.44 (37.36)
合計	1,138,622 (1,148,492)	100.00 (100.00)	1,141,175 (1,149,328)	100.00 (100.00)

[注] 1. () 書きは信託勘定を含んでおります。

2. 海外及び特別国際金融取引勘定分は該当事項ありません。

◎貸出金残高・支払承諾見返額の担保別内訳

[単位：百万円]

	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
	貸出金残高	支払承諾見返額	貸出金残高	支払承諾見返額
有価証券	421	—	2,102	—
債権	14,456	31	14,625	66
不動産	243,238	3,313	258,760	3,326
商品	—	—	—	—
その他	179	3	230	3
信託受益権	1,854	—	1,671	—
計	260,151	3,348	277,390	3,395
保証	524,763	65	536,588	45
信用	363,577	9,246	335,348	8,499
計	1,148,492	12,661	1,149,328	11,940
(うち劣後特約貸出金)	(1,500)		(1,500)	

[注] 信託勘定を合算しております。

◎中小企業等に対する貸出金残高

[単位：百万円、%]

	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
総貸出金残高	1,138,622	(1,148,492)	1,141,175	(1,149,328)
うち中小企業等貸出金残高	933,056	(942,825)	950,168	(958,211)
(総貸出金残高に占める割合)	81.94	(82.09)	83.26	(83.37)

[注] 1.()書きは信託勘定を含んでおります。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

◎貸出金資金使途別残高

[単位：百万円、%]

	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
総貸出金残高	1,138,622	(1,148,492)	1,141,175	(1,149,328)
うち設備資金	635,754	(643,684)	660,477	(666,897)
(総貸出金残高に占める割合)	55.83	(56.04)	57.87	(58.02)
うち運転資金	502,867	(504,807)	480,697	(482,430)
(総貸出金残高に占める割合)	44.16	(43.95)	42.12	(41.97)

[注] ()書きは信託勘定を含んでおります。

◎貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

[単位：百万円]

	平成22年3月期					平成23年3月期				摘要
	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	4,705	4,794	—	4,705	4,794	4,568	—	4,794	4,568	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	5,290	4,101	679	4,574	4,138	4,731	865	3,233	4,770	*洗替及び貸倒引当金戻入益による取崩額
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

◎貸出金償却額

[単位：百万円]

	平成22年3月期		平成23年3月期	
貸出金償却額	365	(365)	308	(362)

[注] ()書きは信託勘定を含んでおります。

◎特定海外債権残高

該当事項ありません。

◎リスク管理債権残高

[単位：百万円]

	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
破綻先債権額	1,744	(1,795)	1,843	(1,866)
延滞債権額	17,141	(17,841)	15,054	(15,623)
3カ月以上延滞債権額	683	(683)	637	(701)
貸出条件緩和債権額	1,379	(1,396)	1,379	(1,389)
合計	20,949	(21,717)	18,914	(19,581)

[注] 1. 上記の債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

2. ()書きは信託勘定を含んでおります。

3. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

4. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

6. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。